

# 寝屋川市予防接種実施の手引き (B類疾病)

令和6年4月

寝屋川市健康部 健康づくり推進課  
TEL : 072-812-2002 (直通)

## 《目次》

1	目的	1
2	予防接種の種類	1
3	各予防接種の対象者、請求方法及び留意事項等	1
4	接種医師及び接種場所	1
5	接種の申し込みについて	1
6	「予診票」記入の留意事項及び保管について	1～2
7	接種に当たって	2～4
8	接種時、接種後の副反応の対応	4
9	委託料等の請求及び支払	4
10	その他	5
11	長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の 機会を逸した者への接種機会の確保について	5～6
	【定期接種】成人用肺炎球菌ワクチン	7～11
	《予防接種実施における確認チェックリスト》	12～13

## 1 目的

予防接種法（以下「法」という）第5条（市町村長が行う予防接種）に基づいて寝屋川市が実施する予防接種に関し、予防接種業務を委託医療機関において実施し、特定の疾病に対する個人の発病又はその重症化を防止し、市民の健康保持に努めていくことを目的とします。

## 2 予防接種の種類

この手引きに記載する成人の予防接種に係るものは以下のとおりです。

- (1) 定期接種（本市が実施する「法」に基づく予防接種）

成人用肺炎球菌ワクチン

※ 高齢者のインフルエンザワクチン、新型コロナウイルスワクチンについては事業が始まると前（9月中～下旬）に手引き等を配布いたします。

## 3 各予防接種の対象者、請求方法及び留意事項等

7～11 ページをご覧ください。

## 4 接種医師及び接種場所

寝屋川市と個別接種の実施に関して協力する旨、ご了承頂いた医師が原則として当該医療機関で接種をしてください。

なお、対象者が寝たきり等の理由から、当該医療機関において接種を受けることが困難な場合においては、予防接種を実施する際の事故防止策、副反応等の十分な準備がなされた場合に限り、当該対象者が生活の根拠を有する自宅や入院施設等において実施しても差し支えありません。その際は「定期接種実施要領（厚生労働省）」の「14 医療機関以外の場所で定期接種を実施する際の注意事項」に留意してください。

## 5 接種の申し込みについて

接種はできるだけ予約制とし、事前に申込みを受け付けてください。市から市民には、事前予約するように案内しております。

また、対象年齢の確認ができるもの（健康保険証、運転免許証等）、接種当日に必要となるものについての事前案内も忘れずに行ってください。

## 6 「予診票」記入の留意事項及び保管について

- (1) 記入の留意事項

予防接種事業において使用している予防接種台帳管理システムは、接種に係る集計や個人の接種歴をデータ管理しております。提出された「予診票」の内容に基づき接種歴を入力しておりますので、次の点に留意していただき、記入漏れや間違え等のないよう、正確に必要事項の記入及び確認をお願いいたします。

- ① 各予診票は責任をもって正しく記入し、確認をお願いします（生年月日、接種年月日、予診票質問欄等）。また、医療機関コードの記入も忘れずにお願いします。
- ② 「Lot.No」欄にロット番号と有効期限の誤り防止のため、必ず直筆で有効期限を記入し、ワクチンに付属している「Lot.No」ロットナンバーシールを貼付けてください。
- ③ 医師記入欄への署名は直筆又はゴム印等で記名した場合は医師の押印もあわせてお願ひいたします。
- ④ 成人用肺炎球菌は、「皮下注射・筋肉注射の別」も記入してください。

## (2) 保管について

接種後の予診票及び居住地市区町村長の発行する予防接種依頼書（以下「依頼書」という）は、カルテと同様に実施した医療機関で5年間保存してください（予防接種法施行令第6条の2、文書管理規程等）。

### ※個人情報の取扱いについて

予診票などに記入される内容には個人情報が含まれます。予防接種に従事する者等の関係者は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、保管や取扱いにあたっては、漏えい、紛失、き損等の防止、その他の個人情報等の保護に必要な体制の整備、及び措置を講じなければなりませんので、万全を期していただきますようお願いします。

※ 依頼書は他市区町村長が医療機関に対して、定期接種を依頼する書類です。依頼した予防接種について接種後に健康被害が生じた場合に、居住地市区町村長が救済のために措置を講じるという内容のものです。

依頼書は一部の対象者を除いて接種後、医療機関で保管していただくものとなります。依頼書が必要な場合は接種前に取得するよう案内してください。接種後の発行はできませんので、場合によっては任意接種になる可能性がありますのでご注意ください。

注意

## 7 接種に当たって

### (1) 予診・接種等

予診及び接種については「定期接種実施要領(厚生労働省)」等を参考に実施してください。予防接種予診票による問診、検温及び診察により健康状態を把握した後、診察結果で接種が可能と判断した場合は、被接種者等に対して予防接種の効果、副反応及び予防接種の健康被害救済制度等について十分説明し、被接種者の同意のサインを確認してから接種してください。

なお、対象者の意思確認が困難な場合は家族又はかかりつけ医の協力により意思を確認することも差し支えありません。明確に対象者の意思を確認できない場合は接種できません。

### ※予防接種健康被害救済制度について

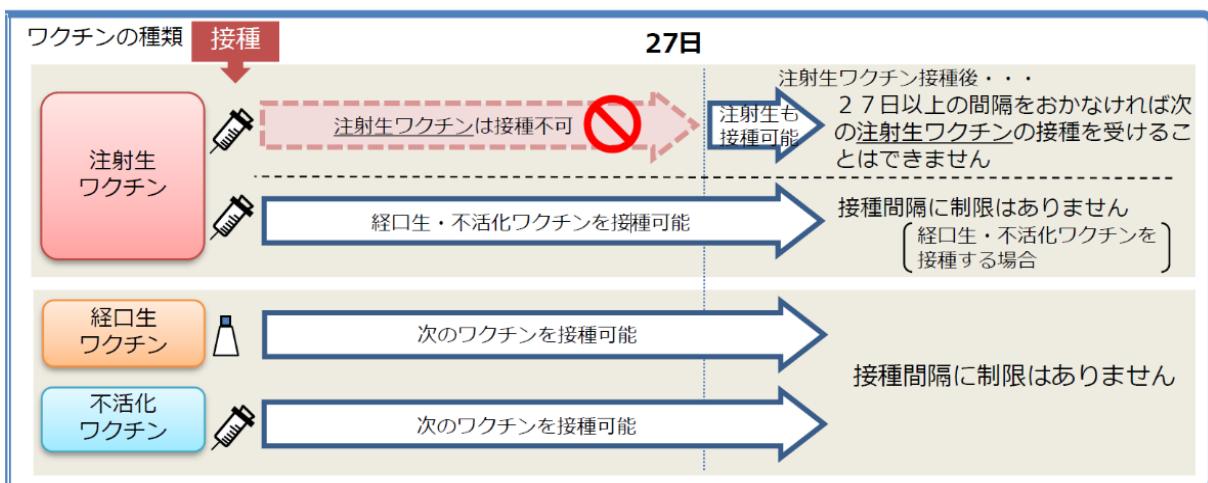
定期接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることが出来ます。

予防接種と健康被害との因果関係が認定された方は、健康被害の程度に応じて医療費、医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区別があり、法律で定められた金額が支給されます。遺族一時金、葬祭料以外については、国が認定した期間支給されます。なお、成人の予防接種に係る予防接種健康被害救済制度の申請に関するお問い合わせは、寝屋川市健康部健康づくり推進課になります。

### (2) 同時接種及び他のワクチンとの接種間隔（令和2年10月1日から）について

令和2年10月1日から、異なるワクチンの接種間隔について、注射生ワクチンどうしを接種する場合は27日以上あける制限は維持しつつ、その他のワクチンの組み合わせについては、一律の日数制限は設けないことになりました。また、新型コロナウイルスワクチンと他のワクチン（インフルエンザワクチンを除く）の接種間隔は、互いに、片方のワクチンを受けてから13日以上間隔を空けてください（2週間後の同じ曜日の日以降）。

2種類以上の予防接種を同時に同一の接種希望者に対して行う同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。なお、複数のワクチンを混合して同じ注射器内に入れての接種（混注）はできません。



### (3) 疾病罹患後の間隔

麻疹、風疹、水痘及びおたふくかぜ等に罹患した場合には、全身状態の改善を待って接種してください。医学的には個体の免疫状態の回復を考え、下記の間隔をおくのが望ましいとされています。

いずれの場合も一般状態を主治医が判断し、対象疾患に対する予防接種のその時点での重要性を考慮し、接種可否を決定してください。また、これらの疾患の患者と接触し、潜伏期間内にあることが明らかな場合には、患者の状況を考慮して接種可否を決定するようにして

ください。

- ① 麻しん … 治癒後4週間程度
- ② その他（風しん、水痘及びおたふくかぜ等）の疾病 … 治癒後2～4週間程度
- ③ その他のウイルス性疾患（突発性発疹や伝染性紅斑等） … 治癒後1～2週間程度

## 8 接種時、接種後の副反応の対応

- (1) 接種時、接種後の緊急措置及び副反応が生じた場合の措置（被接種者及び被接種者の家族からの副反応についてのお問い合わせ等を含む）については、原則として接種医師が対応してください。
- (2) 定期接種による副反応又はその疑いのある患者を診察し、厚生労働省令で定める症状を呈していると診断した場合には、予防接種法第12条に基づき厚生労働大臣への報告が義務づけられています。予防接種後副反応疑い報告書に基づき、速やかに独立行政法人医療品医療機器総合機構へFAXしてください。

FAX送付先：0120-176-146

※ 送付する場合のあて先は下記の通りです。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞ヶ関ビル

（独）医薬品医療機器総合機構 安全性情報・企画管理部情報管理課

※ 予防接種後副反応疑い報告書や厚生労働省で定める症状は、市ホームページ等を参照してください。

※ アプリを利用して予防接種後副反応疑い報告書を作成できます。アプリは国立感染症研究所のホームページからダウンロードできます。

## 9 委託料等の請求及び支払

注意

### (1) 請求

各種予防接種の請求は1か月単位で取りまとめ、翌月の10日までに（休日の場合は翌開庁日）書類の不備がないか確認の上、健康づくり推進課まで提出してください（郵送可）。

※ 請求書に添付する書類は7ページをご確認ください。

※ 寝屋川市の会計規則に基づき、請求書の金額については訂正印押印の受理ができません。間違えた場合は再度請求書を作成してください。

※ 請求者と振込先の口座名義人が違う場合は、請求者欄に押印が必要です。

※ 複数月分の請求をする場合は、各月分の請求書（1月につき1枚）を作成してください。

### (2) 支払

委託料等は提出していただいた請求書下部に記入した口座又は事前に提出された口座振替申請書に記入の口座に振込みます。振込日と金額については市が送付する「口座振込みのお知らせ」葉書にてご確認ください。口座の振込先や代表者名等が変更になる場合は、速やかに健康づくり推進課までご連絡ください。

※ 年末年始やGWや休日などの関係で振込みや葉書でのお知らせが遅れることがあります。

## 10 その他

- (1) 予防接種の実施の追加や取下げ等については、健康づくり推進課に事前にご連絡ください。
- (2) ワクチンは医療機関で購入していただくことになっております。

## 11 長期にわたり療養を必要とする疾病にかかったこと等により定期の予防接種の機会を逸した者への接種機会の確保について

平成 25 年 1 月 30 日付けの予防接種法の改正により、同日以降、定期接種（インフルエンザワクチンを除く）の対象者であった者で、(1)の特別の事情があることにより定期接種を受けることができなかった者に対し、定期接種の対象者とすることとなりました。

### (1) 特別の事情

- ア 次の①から③までに掲げる疾病にかかったこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
- ① 重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
  - ② 白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群その他の免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
  - ③ ①又は②の疾病に準ずると認められるもの

（注）上記に該当する疾病の例は、定期接種実施要領の別表 2（市ホームページ等に掲載）に掲げております。ただしこれは別表 2 に掲げる疾病にかかったことのある者又はかかっている者が一律に予防接種不適当者であるということを意味するものではなく、予防接種実施の可否の判断は、あくまで予診を行う医師の判断の下、行ってください。

- イ 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）
- ウ 医学的知見に基づきア又はイに準ずると認められるもの
- エ 災害、ワクチンの大幅な供給不足にその他これに類する事由が発生したこと（やむを得ず定期接種を受けることができなかった場合に限る。）

### (2) 接種期間

当該特別の事情がなくなった日から起算して 2 年（成人用肺炎球菌は 1 年）を経過するまでの間

### (3) 接種手順

- ① 医療機関は、対象者から寝屋川市が発行する定期の予防接種（特例措置）接種券（以下「特例接種券」という）を受け取り、有効期限内か確認し、予診票に記入してもらう。
- ② 予防接種の実施に当たっては、病状の変化を考慮し、予診の徹底や健康状態を十分に把握した上で接種が行われるよう、特に留意してください。
- ③ 委託料の請求は「長期療養疾病用」と書かれた請求書が必要となりますので、健康づくり推進課又は医師会ホームページから取り寄せてください。長期療養用の請求書と接種した予診票（市役所保存）、特例接種券を併せて提出してください。

**※ 特例接種券で自己負担は免除になりません。免除には接種券が必要です。**

(4) 特別の事情の確認

特例接種券の発行は、接種前に対象者から健康づくり推進課の窓口にて手続が必要です。その際に特別の事情に該当するかを判断するため、長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書（以下「理由書」という）を対象者にお渡しします。主治医に理由書を記入していただく必要があるので、対象者から依頼があった場合にはご協力ください。

接種後は、寝屋川市から大阪府を通して厚生労働省健康局健康課へ報告します。

令和6年度から変更

になりました



## 【定期接種】成人用肺炎球菌ワクチン

### (1) 対象者

過去に肺炎球菌ワクチン(23価)を一度も接種していない方で、次の①又は②に該当する方

① 接種日時点に寝屋川市に住所を有するア又はイに該当する方

② 接種日時点に北河内7市(寝屋川市、門真市、守口市、大東市、四條畷市、枚方市、交野市)に住民登録がある寝屋川市に所在する老人保健施設、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム又は軽費老人ホーム(以下「老健・特養等」という)に入居するア又はイに該当する方

ア 接種日時点で **65歳の人**

イ 接種日時点で 60~64 歳で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、単独で身体障害者手帳1級の人

### (2) ワクチン及び接種回数

23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回接種

### (3) 接種費用（自己負担額）

2,000 円（生活保護受給者で各市が発行する接種券（又は免除券）を提出された方は免除）

### (4) 接種券

① 生活保護受給者の自己負担を免除するため、市では申請があれば接種券を発行しております。接種券は接種後に発行することはできません。生活保護受給者には、接種前に接種券の有無をご確認の上、必要あれば接種前に取得するようご案内してください。

※ 寝屋川市民において生活保護受給証明書の提出では自己負担は免除なりません。

② 北河内 5 市（寝屋川市、門真市、守口市、大東市、四條畷市）では費用免除対象者に接種券を交付しますが、北河内 5 市以外では接種券の他、生活保護受給証明書等で費用免除の書類（以下、「免除券」という）とする市町村もあります。老健・特養等の入居者で寝屋川市民を除く生活保護受給により費用免除の対象となる方への接種で寝屋川市に請求する際、免除券を提出された場合は請求書に免除券を添付してください。

### (5) 請求方法（提出書類）

① 請求書

② 予診票（市保管用）（令和 6 年度から改訂があります。）

③ 案内書(令和6年度から様式が変わりましたのでご注意ください)

④ 接種券又は免除券（事前に発行を受けた方のみ）

⑤ 接種日時点で 60~64 歳の対象者のみ、身体障害者手帳のコピー（障害の種別及び等級が明記されている箇所を含む）

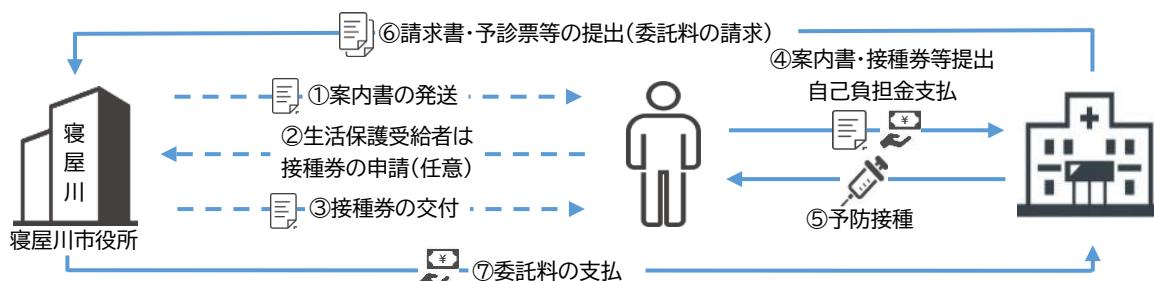
⑥ 対象者で老健・特養等の入居者（寝屋川市を除く）を接種した場合のみ、寝屋川市長宛の依頼書

重要!!



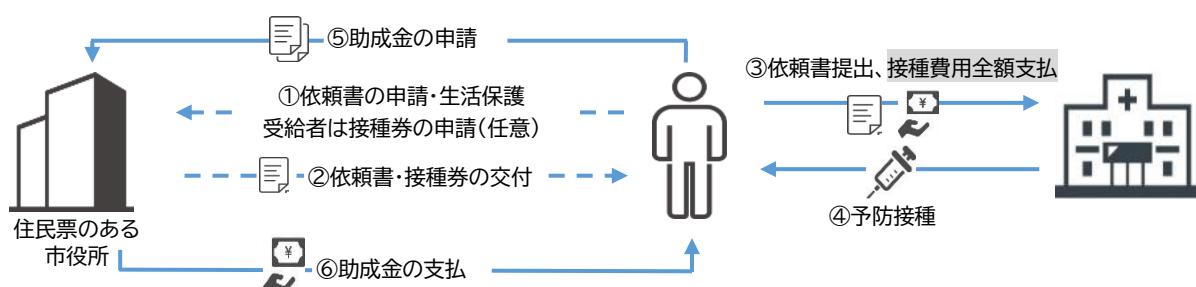
## (6) 接種の流れ

寝屋川市民が接種を希望された場合



医療機関で寝屋川市以外に居住する人（老健・特養等の入居者以外）が接種を希望された場合

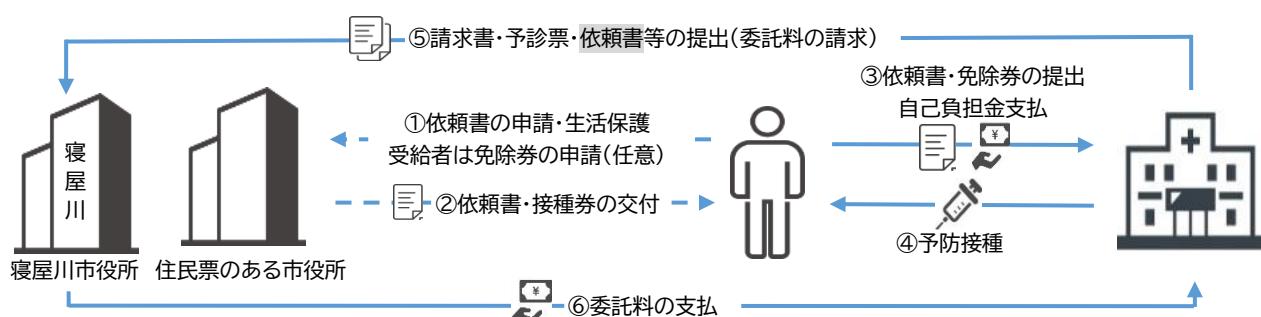
定期接種には依頼書が必須です。接種後には発行できませんので、忘れた方には取得するよう案内してください。接種費用は接種希望者の全額自己負担となります。



寝屋川市内にある老健・特養等の入居者で接種を希望された場合

北河内6市(守口・門真・大東・四條畷・枚方・交野市)に住民登録がある入居者

定期接種には依頼書が必須です。接種後には発行できませんので、忘れた方には取得するよう案内してください。接種費用は寝屋川市の公費負担となります。



## (7) 留意事項

- ① 予診票の問診欄に過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を受けたことがあると回答された方は、**対象外**となります。接種前にカルテも含めて必ず確認してください。
- ② 案内書や接種券は各市によって様式や名称が異なります。
- ③ 接種希望者の年齢等の確認  
予約又は受付時に**対象（年齢及び接種歴等）**に該当するか、確認してください。  
予防接種関係法令等に基づかない接種（対象者間違いや重複接種等）の請求はお支払いできません。また、健康被害事故が生じた場合には、予防接種法等に定める**健康被害救済の対象にならない**可能性がありますので、十分にご注意願います。
- ④ 予防接種を行った際には、健康被害（事故）発生時の重要な参考資料になることから、予防接種済証をワクチンに付属するロットナンバーシールを貼付けた上で配布してください。

## (8) 老健・特養等の入居者への接種

北河内7市の相互協力にて、北河内7市民で寝屋川市に所在する老健・特養等の入居者への接種は寝屋川市の公費負担となります。(4)請求方法（提出書類）に沿って寝屋川市へ請求してください。

		居住地市町村	
		門真、守口、大東、四條畷 枚方、交野市	左記以外 (寝屋川市を除く)
老健・特養等 入居者	寝屋川市公費負担		被接種者から全額実費徴収
上記以外	被接種者から全額実費徴収		

(9) 参考

図1 接種券（寝屋川市発行分）

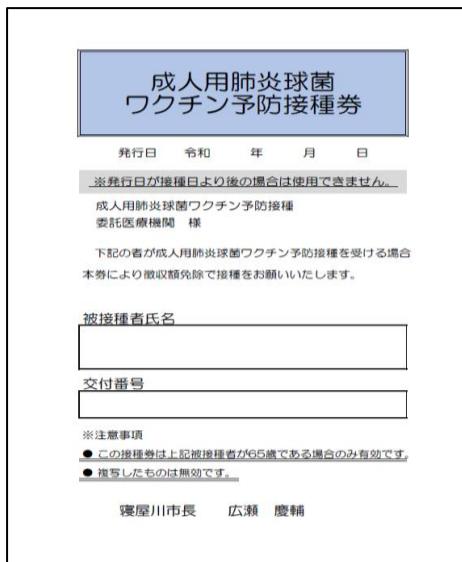


図2 案内書(ハガキサイズ) (寝屋川市発行分)

令和6年度から市民への案内書が変更されます。お受け取りの際にはご注意ください。

郵便はがき

寝屋川局  
料金後納  
郵便

寝屋川市

様

整理番号  
出力日 令和 年 月 日

**成人用肺炎球菌ワクチン案内書**

**65歳の方 限定**

肺炎球菌ワクチン予防接種※が  
※23価肺炎球菌荚膜ポリサッカライドワクチン

**65歳の今だけ 2,000円で**  
(自己負担額)  
**受けられます**

成人用肺炎球菌ワクチン委託医療機関様  
上記成人用肺炎球菌ワクチン対象者の接種を依頼します。

接種日時点で65歳の方のみ対象です。  
ただし、65歳でも過去に肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けたことがある方は対象外です。  
この予防接種は予防接種法に基づく定期接種です。65歳を過ぎると定期接種の対象外となりますので、接種を希望される方は早めに予約して、接種を受けてください。  
予防接種の受け方、制度等については裏面のQRコード又は寝屋川市ホームページから「成人用肺炎球菌」で検索してご確認ください。

寝屋川市長 大阪府  
印

Q 寝屋川市と契約する医療機関以外で接種を受けたい場合は？  
A 予防接種実施依頼書が必要です。接種前に健康づくり推進課に申請の上、交付を受けてください。申請は健康づくり推進課窓口、郵送、電子申請のいずれかの方法でできます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

Q 生活保護受給者が接種券の交付を受けたい場合は？  
A 接種前に生活保護受給証明書をもって健康づくり推進課に申請してください。申請は健康づくり推進課窓口、郵送のいずれかの方法でできます。詳しくは市ホームページをご確認ください。

寝屋川市健康部健康づくり推進課 ☎ 072-812-2002(直通)  
寝屋川市池田西町 28番 22号 (保健所すこやかステーション)

(10) 令和6年度からの変更点（まとめ）

重要!!

① 対象者について

過去に肺炎球菌ワクチン(23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン)の接種を受けたことがない以下のいずれかに該当する方

ア 接種日時点で **65歳の人**



国の経過措置終了により、変更

イ 接種日時点で 60~64 歳で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、単独で身体障害者手帳 1 級の人



令和5年度にも案内書が届きましたが、令和6年度に入っても現時点でもまだ 65 歳です。予防接種の対象になりますか？



過去に肺炎球菌ワクチンを受けたことがない方で、接種日時点で 65 歳であれば**対象です。**

② 案内書の様式と発送時期について

重要!!

寝屋川市が発行する案内書ですが、これまで封筒に入れてお送りしていましたが、(9)参考図2の通りハガキタイプに変更となります。

発送時期については、これまで年度内における対象者に一斉に 4 月下旬に発送しておりましたが、**令和6年度からは65歳になった方から順次、65歳になった月の翌月に発送する**よう変更となります。



令和5年度にも案内書が届きましたが、令和6年度に入っても現時点でもまだ 65 歳です。市からもう一度案内書は届きますか？



令和5年度に送った方には、新たに案内書はお送りしません。  
対象者で接種を希望される方は市役所までご連絡ください。  
(審査後、案内書をお送りします)

新しい個別通知案内書には、**有効期限の記載がありません。**  
**注意!!** 接種の際には本人確認書類で **65歳であるか確認してください。**

重要!!

③ 予診票について

対象者の変更に伴い、予診票 1 枚目（予防接種済証）の注意事項の欄の内容を含め変更します。改訂した予診票は 3 月下旬にお送りします。**古い様式の予診票は令和6年度以降利用しないでください。**

# «予防接種実施における確認チェックリスト»

予防接種を適正に行うために、確認は医師のみが行うのではなく、複数人が分担し、かつ責任の所在を明確にしてチェックを行えるような体制を整えておくことが重要です。

以下のチェック項目は、予防接種の間違いを防止するために、特に確認するべき事項をとりまとめたものです。

## 1 受付時の確認

- 対象者を住所、フルネーム、年齢、生年月日で確認する
- 予防接種の種類と回数を確認する
- 対象者がワクチンの対象接種年齢であるか確認する
- 接種歴を確認する
- 直前の予防接種実施日からの間隔を確認する
- 予診票の質問事項がすべて回答されているか確認する
- 検温を行い、記録する

## 2 問診時の確認事項

- 対象者を住所、フルネーム、年齢、生年月日で確認する
- 予防接種の種類と回数を確認する
- 対象者がワクチンの対象接種年齢であるか確認する
- 接種歴を確認する
- 直前の予防接種実施日からの間隔を確認する
- 接種前の検温を確認する
- 予診票の記入に漏れがあれば確認する
- 診察を行い、体調を確認する
- 医師署名欄にサインする
- 本人の承諾サインをもらう

## 3 接種時の確認事項

- ワクチンの種類及び有効期限を確認する
- ワクチンの外観を確認する
- ワクチンを吸引前によく振り混ぜる
- ワクチンの接種量を確認する
- 接種方法を確認する

## 4 接種後の確認事項

- 使用済み注射器はリキャップをせずに、そのまま廃棄容器に適正に廃棄する
- 予診票、診療録、予防接種記録手帳などに接種日、メーカー名、ワクチンロット番号、接種量、医療機関名などを記入する
- 予診票を回収したか確認する
- 接種終了後の注意事項を説明する
- 副反応にそなえ、接種後 30 分程度又は医師の判断に基づき待機させる

## 5 ワクチン保管の確認事項

- それぞれのワクチンの添付文書に従い、適正に保管する
- ワクチンの種類別に整理し、使用予定数を確保しておく

- 有効期限までの日数が長いものは奥に、短いものは手前に置く
- 保管庫の温度を記録する（保管庫内に最低最高温度計を入れておく）

## 6 救急搬送措置の確認事項

- 事故発生に対する対応策、応急措置等について準備できているか確認する
- 重篤な副反応が見られた場合、適切な医療機関への搬送手段を確保しているか確認する
- 市町村、医師会、近隣医療機関等と接種実施日等に関して情報共有・連携を図っているか確認する

«参考»

予防接種必携令和5年度「第IX章 予防接種を適切に実施するための留意事項（間違い防止）」